

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年10月及び同年11月
② 昭和57年12月から58年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和56年6月に国民年金に任意加入すると同時に付加保険料納付の申出を行い、第3号被保険者制度が始まるまで、付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間①が未納期間とされ、申立期間②及び③が定額保険料のみ納付済みで付加保険料が未納の期間とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の定額保険料については、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和57年11月20日にA市B区からC区への住所変更手続を行ったことが確認でき、申立期間①の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、申立期間①当時、保険料は各年度を4期に分けて、3か月ごとに納付することとされていたところ、申立期間①と同じ昭和57年度第3期に当たる昭和57年12月の定額保険料は納付済みであること、及び申立期間①が2か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間①の定額保険料については、納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①、②及び③の付加保険料については、申立人の所持する年金手帳には、付加年金に加入していることを示す記載が無い上、申立人は、上記のA市B区からC区、申立期間③当時のC区からD市へ

の各住所変更手続と同時に付加保険料納付の申出を行ったかどうか、及び申立期間①、②及び③当時の保険料の納付額についての記憶が明確ではなく、申立期間①、②及び③に係る付加保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間③については、D市の昭和 60 年度の国民年金収滞納一覧表には、定額保険料の 12 か月分である 8 万 880 円を納付したと記載されており、付加保険料を納付したことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 10 月から 41 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から 41 年 2 月まで

私は、申立期間①当時は家業を手伝っており、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していると言っていた。前後の期間の保険料が納付済みであるのに、申立期間①が未納とされているのは納付できない。

また、厚生年金保険と二重加入することはできないとして保険料を還付されたことがあるが、還付された期間のうち、申立期間②及び③については厚生年金保険に加入しておらず、保険料が還付されたのはおかしいので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人の特殊台帳の記録により、申立人は申立期間②及び③を含む昭和 39 年 6 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料を納付済みであったが、39 年 6 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失し、同年 6 月から 42 年 12 月までの保険料が全て還付されたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間②及び③において国内に居住し、他の被用者年金制度に加入しておらず、独身であったことから、申立期間②及び③は国民年金の強制加入被保険者として取り扱われるべき期間であり、

保険料が納付されたにもかかわらず、還付手続きが行われ、未加入期間とされていることに合理的理由は見当たらない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時同居していた申立人の弟、叔父及び母と連番で払い出されているところ、申立人の弟は、昭和 36 年 9 月から婚姻するまでの期間の保険料が未納であり、申立人の母は、申立期間①のうち一部の保険料が未納であり、申立人の叔父は、特殊台帳の記録により、55 年 6 月に第 3 回特例納付を利用して、申立期間①の保険料を納付していることが確認できることから、いずれも申立期間①当時は、申立期間①の一部又は全部の保険料が未納であったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私が短大を卒業し、昭和48年4月1日に就職した際に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年4月24日に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年7月頃に行われたことが推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金に加入して以降、保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる上、申立期間は24か月と比較的短期間であることを踏まえると、その母が申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社から平成16年12月10日に賞与を支給され、賞与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書の写し及び事業主から提出された支給控除一覧表の保険料控除額から39万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月17日から同年4月1日まで

私は、A社C支店に入社し、昭和41年3月17日から同年3月31日まで、D県E市のF（場所）で行われた高等学校を卒業した新人社員全員を対象とした配属前の集合研修に参加しており、その間の給与も受け取っていた。厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年4月1日となっているが、高校卒同期入社者リストから3人を抜粋し、勤務開始日を調べたところ、いずれも同年3月17日となっていることから、私の資格取得日の記録を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚から提出された新人社員対象の集合研修の座席配置図及び複数の元同僚の証言により、申立人が昭和41年3月17日から同年3月31日までの期間について、同研修に参加していたことが確認できる上、G健康保険組合の加入記録により、同年3月17日に健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が元同僚として氏名を挙げ、研修後、申立人と異なる支店に配属された3人及び申立人と同じ研修に出席した5人を抽出調査し、厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、いずれも昭和41年3月17日となっている。

さらに、C社は、申立人は新人社員対象の集合研修に出席していると推

測されることから、資格取得日は昭和41年3月17日とすることが妥当と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年9月30日から同年11月29日までの期間に係るA社における申立人の資格喪失日は、同年11月29日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成2年9月は50万円、同年10月は53万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成3年3月30日から同年4月1日までの期間に係るB社における申立人の資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成3年12月16日から4年2月29日までの期間に係るC社における申立人の資格取得日は3年12月16日、資格喪失日は4年2月29日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月24日から平成元年4月1日まで
② 平成2年9月30日から同年11月29日まで
③ 平成3年3月30日から同年4月1日まで
④ 平成3年12月16日から4年2月29日まで

私が申立期間に勤務した4つの会社は、皆、同一の企業グループの会社である。入社時には「給料は、50万円以上」という約束で、D(役職)として勤務を始め、グループ内を異動しながら同じ条件で継続

して勤務した。

申立期間①について、E社の標準報酬月額が昭和63年8月から平成元年1月までは22万円、同年2月及び同年3月は36万円になっているが、これは間違いで、ずっと47万円だと思う。申立期間②について、A社で2年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから2か月の空白があるが、続けて勤務しており、この期間は被保険者期間で、報酬月額は50万円になると思う。申立期間③について、B社で3年3月30日に資格を喪失したことになっているが、実際は月末まで勤務していた。申立期間④について、C社に勤務していたが、この期間は被保険者記録が無いことになっており、納得できない。C社の健康保険被保険者証を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、オンライン記録において、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成2年11月29日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（当初は同年10月31日）から約2か月後の同年12月25日付けで、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定を取り消し、遡って同年9月30日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、約30人についても遡及訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所を平成2年11月28日に離職していることが確認でき、訂正前の厚生年金保険の資格喪失日と符合する。

さらに、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は申立期間②当時、法人として存続していたことが確認できる上、上記遡及訂正前の記録から、当該事業所は申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていたと認められる。

なお、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成23年8月31日付けで、2年12月1日に訂正済みである。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日を平成2年9月30日とする訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は同年11月29日と認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、同年9月は50万円、同年10月は53万円（上限）とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、オンライン記録において、B社における申立

人の資格喪失日は、当初、平成3年4月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年3月30日）の約6か月後の同年10月8日付けで、これを取り消し、遡って同年3月30日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、約40人についても遡及訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は当該事業所を平成3年3月31日に離職していることが確認でき、訂正前の厚生年金保険の資格喪失日と符合する。

さらに、B社に係る閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は申立期間③当時、法人として存続していたことが確認できる上、上記遡及訂正前の記録から、当該事業所は申立期間③において、厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていたと認められる。

なお、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成23年11月22日付けで、3年4月16日に訂正済みである。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日を平成3年3月30日とする訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は同年4月1日と認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、50万円とすることが必要である。

- 3 申立期間④については、オンライン記録において、C社における申立人の資格取得日は、当初、平成3年12月16日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年2月28日の翌日の同年2月29日付けで、遡って取り消されていることが確認できる上、申立人と同様に、約110人についても被保険者資格を取り消されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間④において、申立人は、当該事業所の関連企業で継続して加入していることが確認できることから、申立人は申立期間④において、継続してC社に勤務していたと推認できる。

さらに、C社に係る履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書により、当該事業所は申立期間④当時、法人として存続していたことが確認できる上、上記遡及訂正前の記録から、当該事業所は申立期間④において、厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていたと認められる。

なお、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成22年7月1日付けで、7年11月1日に訂正済みである。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の

資格取得日の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、平成3年12月16日であると認められ、かつ、資格喪失日は、遡及訂正処理が行われた4年2月29日とすることが妥当である。

なお、申立期間④の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、50万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間①については、申立人は、E社における標準報酬月額について、「昭和63年8月から平成元年1月までは22万円、同年2月及び同年3月は36万円と記録されているが、ずっと47万円だと思う。」と申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人の申立期間①における標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、当該事業所でF（業務）全般を担当していた元同僚は、申立期間当時の雇用実態について、「申立人はG（職種）で、入社時の基本給は23万円プラス歩合給、退職の頃の基本給は35万円から40万円まででプラス歩合給だったと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所において、資格取得日が申立人と近い同世代の元同僚男性6名について標準報酬月額を抽出調査した結果、申立人の標準報酬月額と大きな離れはなく、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はうかがえない。

加えて、当該事業所は、平成4年1月16日に適用事業所でなくなっており、元事業主4名のうち、3名からは供述を得ることができず、1名は申立期間①当時の賃金台帳、源泉徴収票等はないと回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から6年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を4年3月から同年9月までは18万円、同年10月から5年7月までは17万円、同年8月から6年9月までは19万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から6年10月31日まで
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年3月1日から6年10月31日までの期間の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されている。また、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年10月31日と記録されているが、同年10月31日まで継続して勤務し、その前の月と同じ金額の給与を支給されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録により、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成4年3月から同年9月までは18万円、同年10月から5年7月までは17万円、同年8月から6年9月までは19万円と記録されていたところ、同年2月1日付けで4年3月1日に遡って12万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く16人の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役は、「当時、バブルがはじけて売上げが減って厚生年金保険料を滞納するようになった。社会保険事務所からの厳しい督促があり、資金繰りのためあちこち走り回った。滞納したのは平成4年頃から6年までだと思う。」と述べている。

加えて、閉鎖登記簿謄本により申立人は役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を遡及訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録とは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成4年3月から同年9月までは18万円、同年10月から5年7月までは17万円、同年8月から6年9月までは19万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社を平成6年10月31日に離職していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年11月1日）から約1か月後の同年12月7日付けで、当該記録を取り消し、遡って同年10月31日に訂正されていることが確認できる上、元同僚14人も申立人と同じく当初の資格喪失日（同年11月1日）が取り消され、遡って同年10月31日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役は、「当時、バブルがはじけて売上げが減って保険料を滞納するようになった。社会保険事務所からの厳しい督促があり、資金繰りのためあちこち走り回った。滞納したのは平成4年頃から6年までだと思う。」と述べている。

加えて、閉鎖登記簿謄本により申立人は役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人の資格喪失処理日を遡及訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録とは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録により、申立期間①の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が12万6,000円と記録されているところ、当該処理については、定時決定の処理時点において、遡及訂正処理との直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えないことから、12万6,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 4460

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、年金記録では 11 万 8,000 円となっていて、実際に支給されていた給与より低くなっている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社から提出された平成 16 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、申立人の標準報酬月額を 11 万 8,000 円と届け出ている

ことが確認できることから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和37年6月にC社に入社して以降、平成11年3月31日にB社を退職するまで一貫してD社の系列会社に勤務していた。昭和44年8月21日に系列会社の統廃合でA社に異動したが、厚生年金保険の加入記録では同年9月1日にA社で資格取得となっている。同年8月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された回答書から判断すると、申立人は、D社の系列会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚二人が「申立人とは昭和44年8月21日にそれまでのC社からA社と一緒に異動した。」と供述していることから、同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 4124 (事案 3235 及び 3661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料の納付を促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回及び前々回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると述べているところ、オンライン記録により、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料(合計金額23万9,400円)を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録により、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、23年2月2日及び同年7月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、平成3年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を全額まとめて納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は5年2月に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された手帳記号番号の一つであり、オンライン記録により、同年5月6日に申立期間直後の期間の免除申請を行ったことが確認できることから、申立人は同時期に加入手続きを行ったと推認できる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をまとめて、A市B区役所の窓口で10万円から15万円くらいを納付したと思う。」と申述しているところ、申立人が免除申請を行った平成5年5月の時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であるが、オンライン記録には、過年度納付書の発行記録が無い上、申立期間の法定保険料額は申立人が納付したと主張する金額と大きく相違している。

さらに、申立人が所持する年金手帳の住所欄の1行目には、「A市B区」の印が押されているが、A市が政令指定都市になったのは平成*年*月*日である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4126

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から57年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、国民年金保険料は地域の納税組合の集金人に納付していた。私と妹と義妹の3人分の保険料を母と一緒に納付しており、母が忙しいときには私が納付したこともあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月9日に任意加入した際に払い出されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「母が納税組合の集金人に、私と妹と義妹の3人分の保険料と一緒に納付してくれていた。」と主張しているが、申立人の妹は、A町の国民年金被保険者名簿により、婚姻後に同町内の別の地区に転居し、納税組合の地区番号が変更されていることが確認できることから、申立人の妹が婚姻した昭和47年4月以降について、申立人の母が申立人の妹の保険料を申立人の実家が所在する地区の納税組合の集金人に納付したとは考え難く、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を主に納付していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4127

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 46 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 46 年 10 月まで
父が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚する前の昭和 46 年 10 月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間が未加入とされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月 2 日に任意加入した際に払い出されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 県内において、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は 118 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの期間及び7年12月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から6年3月まで
② 平成7年12月から8年3月まで

申立期間①については、私は学生だったので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間②については、会社を退職後に国民年金への切替手続きを自分でを行い、保険料も自分で納付した。申立期間①及び②について未納とされているのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立期間①及び②当時は、基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続きを行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるが、申立人の年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載は無いことから、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であることがうかがえる。

また、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る資格記録が平成12年8月21日に追加されていることから、申立人は同時期に国民年金の加入手続きを行い、遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、同時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①及び②の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和56年4月頃、親に勧められて大学卒業と同時に国民年金に加入した。同年4月から57年3月までの期間については、当時、A事業所のB（職種）を臨時的に行っていたので、金銭的な余裕があり国民年金保険料を納付することができた。57年にC市に住所を移した際、市役所の年金担当窓口で書いてもらったメモがあるので、私の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和58年3月10日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された200件の手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年12月から59年1月頃までに行われ、この際、56年4月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、58年12月を基準にすると、申立期間のうち56年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和56年4月頃、D県に居住しているときに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得時の住所欄には、戸籍の附票において58年12月26日から申立人が居住したことが確認できるC市の住所が記載されており、ほかに申立人がD県において、国民年金の加入手続を行った事情はうかがえない。

さらに、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏

名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までは「時こう」、同年の 6 か月、57 年の 12 か月及び 58 年の 12 か月は「未納」などと記載されたメモを資料として提出しているところ、当該メモには申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は無く、納付状況を明らかにする資料とは認め難い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4130

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年8月まで

私は、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付には関与していないが、当時A（業種）を営んでいた父が、生計を同一にしていた母、兄、兄嫁、姉及び私の国民年金の加入手続を行い、家族全員の保険料を未納が無いようにきちんと納付してくれていたはずである。当時は経済的余裕があったようで、父が時々家族に「国民年金に加入してあるぞ。」と言っていたことや、女性の集金人にお金を払っていたことも覚えている。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和43年9月11日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたものと推認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、同年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、C市、D市、E市及びF市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳並びにオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の父が家族全員の保険料を納付してくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の手帳記号番号と連番である申立人の兄嫁は申立期間が未納と記録されている上、当該未納期間は平成11年8月16日に、資格取得日が昭和43年9月1日から36年4月1日に訂正されたことにより生じた未納期間であることが確認でき、記録が

訂正されるまでは、申立人と同様に国民年金の未加入期間であったことがうかがえ、申立人と申立人の兄嫁は 43 年 9 月に国民年金の加入手続を行い、加入月からの保険料を納付し始めたものと考えられることから、申立人の父が申立期間に係る家族全員の保険料を納付していたとは認め難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとするその父は既に亡くなっているため、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年5月まで
私が結婚するまでの国民年金保険料は、母が全て納付してくれたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の平成12年6月から同年8月までの保険料は、14年10月18日に時効期間に対する納付として過誤納保険料とされ、同年12月13日に還付されていること、及び12年9月から13年12月までの保険料は、14年10月15日に収納されていることが確認できることから、同年10月に申立期間後の保険料を一括で過年度納付したものの、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できなかった事情がうかがえる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる上、オンライン記録において、申立期間に係る納付記録の取消し等不自然な事務処理がなされた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 3 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月

私は、平成 12 年 3 月当時は、学生で収入が無かったので、母と相談し、A市B区役所へ国民年金保険料の免除申請書を提出した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料についてはA市B区役所へ免除申請書を提出したと述べているが、A市の保管する国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録において、申立期間に係る免除承認記録は確認できない上、免除記録の取消し等不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る平成 12 年度の保険料は学生納付特例により納付猶予されていることが確認できることから、申立人から保険料の申請免除について相談を受けた申立人の母は、申立人の学生納付特例の申請については記憶しているが、免除申請書の提出については思い出せないと述べている上、申立人は、免除承認通知書を受け取ったかどうかよく覚えていないと述べており、申立期間に係る保険料の免除手続の状況については不明である。

さらに、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4133

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から51年6月まで

私は、*歳頃であったと思うが、夫が新聞で国民年金の特例納付制度の記事を見て、国民年金に加入することを勧めてくれたので、夫とA市役所に出掛け、加入手続を行った。そのとき、職員から遡って加入できると指導され、10年分の国民年金保険料として約50万円を現金で同市役所に納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、*歳頃に国民年金の加入手続を行い、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和53年8月頃に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、加入手続を行った時点は第3回目の特例納付実施期間中であったが、申立人の特殊台帳には申立期間の保険料が納付された形跡は無い上、B年金事務所は、「当時の市町村連絡用の「保険料納入者内訳」の事務所控えを調査したが、第3回目の特例納付の内訳書に申立人の氏名は確認できなかった。」と回答している。

また、申立人は、A市役所で10年分の保険料として約50万円を特例納付したと述べているが、同市役所では特例納付による保険料の収納は行っていないことが確認されている上、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人が加入手続を行ったこと、及び加入時において過年度納付可能な昭和51年7月から53年3月までの保険料を納付したことは記録されているが、申立期間の保険料を特例納付した形跡は確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、
確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

千葉国民年金 事案 4134 (事案 3809 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から60年3月まで

私は、20歳を過ぎた昭和54年頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、A納税組合の集金により両親及び私の3人分の国民年金保険料を年4回払いで納付していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。今回、母の56年分の確定申告書が見つかったので、再確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年4月10日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年5月頃に行われたと推認できることから、当該加入手続きを行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に国民年金保険料を納付できなかったと考えられること、ii) 国民年金の加入手続きが行われたと推認される時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であること、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年9月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の母の昭和56年分の確定申告書を提出しているところ、同確定申告書の社会保険料控除欄には、56年の一人分の国民年金保険料額が記入されている

が、これは、当時国民年金に加入していた申立人の母の保険料であると認められ、同確定申告書により申立人が申立期間の保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立人の母は、申立人は別に確定申告を行っていたが、申立期間当時の申立人の確定申告書は無いと申述している上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から同年12月まで

私は、平成10年にA市B区役所へ行き、大学生だった長女の国民年金保険料の免除手続を行ったところ、私の国民年金の記録に未納があると言われた。その後に保険料の督促状が二度届いたので、申立期間の保険料を、10年か11年頃に同区役所内の銀行で収入印紙を購入して、そのすぐ隣にある区の年金支払窓口で納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成10年か11年頃にA市B区役所内の銀行で収入印紙を購入して、同区の年金支払窓口で納付したと主張しているが、10年を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、A市では、昭和45年4月から保険料は納付書により納付することになっており、申立人が主張する納付方法と相違する。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人の第3号被保険者の資格取得日は昭和61年4月1日と記録されているところ、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが判明したことにより、平成8年7月22日に申立人の第3号被保険者の資格取得日は昭和61年4月1日から62年1月1日に訂正され、それまで第3号被保険者期間であった申立期間は、第1号被保険者期間として記録整備されていることが確認でき、当該記録訂正時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にA市の印が押されていることが申立期間の保険料を納付した証拠であると主張して

いるが、当該記録欄には被保険者の資格取得日、喪失日等の資格記録について記入し、保険料納付の有無にかかわらず、記入した行政庁が押印するものであり、A市の押印が申立期間の保険料の納付を示すものではない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から58年3月まで

私は、将来に備えて国民年金の加入手続を行い、父と私が母の分も含めた3人分の国民年金保険料を納付してきた。昭和55年3月から58年3月までの期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年3月28日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された600件の手帳記号番号のうちの一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月から同年12月頃までに行われ、その際、55年3月4日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、58年11月の時点を基準にすると、申立期間のうち56年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、昭和56年10月以後の保険料については、58年11月の時点では過年度納付が可能であるが、申立人もその父も保険料を遡って納付した記憶は無いと述べていることから、当該期間の保険料を過年度納付していたとは推認し難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は37か月と長期間である上、申立期間の保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 10 月まで

私は、市役所から送られてきたはがきの説明で国民年金保険料をまとめて納付できると知り、昭和 56 年 12 月 21 日に銀行口座から 68 万 6,000 円を出金し申立期間の保険料を納付した。どこでどのように納付したかはっきり覚えていないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 12 月 21 日に銀行口座から 68 万 6,000 円を出金し申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は 51 年 11 月 18 日と記載されており、オンライン記録及び特殊台帳の国民年金被保険者の資格取得日と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、昭和 56 年 12 月に保険料を一括納付したと主張しており、この点に着目した場合、時効となった未納保険料をまとめて納付する方法として過去に 3 回実施された特例納付制度が考えられるが、特例納付制度は 55 年 6 月 30 日に終了しており、申立人が主張する 56 年 12 月に申立期間の保険料を一括納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4138 (事案 2259 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 7 月までの期間及び 63 年 7 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 63 年 7 月から同年 8 月まで

昭和 62 年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、私が会社を退職後、国民年金の納付書が届き、母が最寄りの銀行で納付してくれた。また、私は A 市 B にある銀行で納付したことを憶えているので、未納とされているのは納得できない。

昭和 63 年 7 月から同年 8 月までの期間については、記憶は定かではないが、納付しているはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 11 月に社会保険事務所(当時)から A 市に払い出された手帳記号番号の一つで、オンライン記録により、7 年 2 月 24 日に同年 1 月 16 日に遡って第 3 号被保険者該当処理が行われていることが確認でき、A 市の国民年金被保険者記録カード及び申立人が所持する年金手帳の資格取得年月日(7 年 1 月 16 日)と符合すること、ii) 申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができないこと、iii) 氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人は国民年金の加入手続の記憶が曖昧で、申立人の保険料を数回納付したとするその母も、記憶は定かでないとして供述しており、申立期間当時の加入及び保険料納付に係る実態が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、

22年4月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から23年4月1日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C事業所に所長の紹介で採用され、同事業所内のD工場に勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の後にA社C事業所に勤務した者が、「同事業所には、直営のD工場が併設されていた。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「A社が分割され、B社に継承された昭和26年より前の退職者については、人事記録は残っていない。ただし、A社の退職者名簿が残っており、その退職者名簿に申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況は確認できない。

また、C事業所に勤務した上記の者は、「D工場には、A社の正社員とそうでない者が働いていたと思う。」と供述している。

さらに、A社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 9 月まで
私は、A事業所を退職した直後の昭和 62 年 10 月 1 日に、A事業所で一緒に働いていた同僚に誘われて、B社に入社し、平成元年 9 月に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の職歴審査照会回答票により、申立期間において被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務期間について具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所の職歴審査照会回答票において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4464（事案 674 及び 2300 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたことについて、新たに年賀状をもらっていた元同僚がいたので年賀状を提出する。また、ほかに元同僚 3 名の氏名を思い出したので、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、勤務していた期間についての具体的な証言を得ることはできない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 5 月 11 日及び 22 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人が新たに氏名を挙げた元同僚の 4 名のうち、3 名には当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録はあるが、いずれも既に死亡しており、当時の雇用実態について確認できない上、唯一連絡の取れた 1 名からは、「私は、A社に昭和 45 年 3 月頃から同年 9 月頃まで勤務していた。申立人も同時期に勤務していた。」との供述を得たが、当該元同僚には当該事業所における被保険者記録が無い。

また、当該事業所において、申立人と同じく昭和 45 年 10 月 1 日に資格を取得している 32 名のうち、住所の判明した 16 名について調査した結果、連絡の取れた 9 名のうち、申立人と同じB事業所に勤務していた 2 名は、入社後、6 か月から 7 か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 3 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
③ 平成 6 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社を退職した昭和 62 年 3 月、B社を退職した平成 3 年 4 月及びC社を退職した 6 年 5 月のいずれの月も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、昭和 62 年 3 月、平成 3 年 4 月及び 6 年 5 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社に係る入社月（昭和 57 年 4 月）の給料明細書の写しにおいて、厚生年金保険料が控除されていることから当月控除が確認できるところ、退職月（62 年 3 月）の給料明細書の写しにより、申立人は、同月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、複数の元同僚は申立人の退職日を覚えていない上、A社は、平成 13 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっており、賃金台帳や源泉徴収票等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認できない。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 20 日までA社に勤務していることが確認できるところ、厚生年金保険法第 19 条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することになっていることから、同年 3 月 20 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料は、事業主により誤って給与から控除されたものと推認される。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人のB社での離職日は平成3年4月20日であり、オンライン記録の資格喪失日と符合する上、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同喪失確認通知書により、申立人の資格取得日は元年2月13日であり、資格喪失日は3年4月21日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、B社の給与担当者は、「厚生年金保険料は、基本的には当月の給与から控除するが、月の途中に入社した申立人については、入社月である平成元年2月の給与から保険料を控除しておらず、同年2月の保険料は同年3月支給の給与から控除しており、3年4月の給与明細書にある控除額は、同年3月の分の保険料として控除している。」と供述している。

3 申立期間③については、申立人から提出されたC社の入社月（平成6年4月）及び退職月（同年5月）の給与支給明細により、申立人は両月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、申立期間③にC社において被保険者だった元同僚は、申立人の退職日について、「申立人がいつまで勤務していたかは覚えていない。」と供述している上、同社は、平成14年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳や源泉徴収票等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態について確認できない。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成6年4月1日から同年5月15日までC社に勤務していることが確認できるところ、厚生年金保険法第19条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することになっていることから、同年5月16日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人に係る同年5月の厚生年金保険料は、事業主により誤って給与から控除されたものと推認される。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 5 月 31 日まで
私は、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、この間の給与が下がったことは無く、この記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 15 年 10 月から 16 年 4 月までは 62 万円と記録されていたところ、当該事業所が同年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる 3 日前の同年 5 月 28 日付けで、15 年 10 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所に係る平成 15 年度滞納処分票によると、社会保険料の納付が一部遅延していることが確認でき、当時、保険料の納付に苦慮していた状況がうかがえるところ、上記閉鎖事項全部証明書において、取締役であったことが確認できる者についても、オンライン記録により、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所（当時）への届出に必要となる会社の代表者印については、「自分が管理していた。」と供述していること、及び年金事務所は、「標準報酬月額の変更を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答していることを考え合わせると、代表取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）に勤務した期間について、年金事務所の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、A社を退職するときには脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金が支給済みとされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和43年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

また、A社において、申立人と同時期に退職し脱退手当金を受給していることがオンライン記録により確認できる元同僚二人は、退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、請求手続は自分で行った旨供述している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 27 日から 22 年 10 月 31 日まで
② 昭和 24 年 5 月 16 日から 26 年 6 月 17 日まで
③ 昭和 26 年 10 月 11 日から 27 年 7 月 6 日まで

私の父は、A社の社史にあるように、昭和 21 年 1 月 27 日から 22 年 10 月 31 日まではB社（現在は、A社が承継）に、24 年 5 月 16 日から 26 年 6 月 17 日まではC社に、同年 10 月 11 日から 27 年 7 月 6 日まではA社に勤務していたはずであり、それぞれの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の子は、「申立人はB社に勤務していた。」と主張しているところ、A社から提出された社史及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がD区に所在していたB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D区に所在していたB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 11 月 1 日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が申立期間①直前まで厚生年金保険被保険者であったE県F郡G町（現在は、H市）に所在していたB社I工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、同社同工場は昭和 21 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同被保険

者名簿において、申立人が同社同工場で被保険者資格を喪失した同年1月26日以降に被保険者資格を取得したことが確認できる者は、死亡又は所在不明のため、聞き取り調査を行うことができず、申立期間①に係る申立人の同社同工場における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の子は、「申立人はC社に勤務していた。」と主張している。

しかし、C社の被保険者名簿において、申立人と同じく昭和26年6月前後に被保険者資格を取得したことが確認できる6人に対し照会したところ、5人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

また、A社から提出された社史により、同社の前身であるB社には、申立期間②当時、J区に同社K工場（適用事業所名は、L社M工場）が存在していたことが判明しており、L社M工場の被保険者名簿についても確認したが、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間②直前まで被保険者であったN事業所の被保険者名簿についても確認したが、申立人が昭和24年5月15日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できるほか、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人の子は、「申立人はA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、「申立人の在籍が確認できるのは、昭和27年7月7日からであり、それ以前については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間③直前まで被保険者であったC社の被保険者名簿についても確認したが、申立人が昭和26年10月10日に資格を喪失した旨の記載が確認できる上、同被保険者名簿によると、C社はO社（名称変更後は、P社）と合併し38年8月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、P社は、「当時の事業主は死亡しており、当時のことを知っている者もおらず、資料も残っていない。」と回

答している。

さらに、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月頃から 52 年 2 月頃まで
② 昭和 52 年 8 月頃から 53 年 9 月頃まで
③ 不明

私は、昭和 49 年 11 月頃から 52 年 2 月頃までの期間は、A社の所有するB丸に、同年8月頃から 53 年 9 月頃までの期間は、C丸にD（職種）として乗船した。また、船名、船主及び乗船期間は覚えていないが、E（地方）の方でも乗船していたことがあるのに、それぞれの期間について、船員保険の加入記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、F社から提出された船員カードにより、申立人は同社に雇用され、同社の親会社であるA社の所有するB丸及びC丸に、昭和 50 年 3 月 7 日から 52 年 3 月 7 日までの期間及び同年 12 月 5 日から 55 年 9 月 16 日までの期間について、それぞれG（職種）として派遣され、乗船していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録において、F社は昭和 59 年 10 月 1 日に船員保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①及び②は船員保険の適用事業所になる前の期間である。

また、B丸及びC丸を所有するA社の船員保険の適用状況についても調査したが、オンライン記録において、船員保険の適用事業所として確認することはできない上、A社は、「当社は、申立期間当時、船会社に船舶を貸与する事業を行っており、B丸及びC丸はH（国名）の会社へ貸与していた。当社では、船員を雇用することは無く、船員保険の適用

事業所になっていない。」と回答している。

さらに、申立人は、B丸及びC丸に乗船していた当時の月額給料、家庭送金額及び各種会社立替金が記載されたA社作成の文書等を提出しているが、当該文書の記載内容からは、船員保険料が控除されていたことは確認できない上、このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人は、「E（地方）方面で乗船していた。」と主張しているが、船主、船名及び乗船した期間を記憶しておらず、船舶所有者等を調査することができない。

また、申立人は、船員手帳を保管しておらず、乗船した船名、雇入れ及び雇止めの期間について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間③において、一緒に乗船していた乗組員の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 3 日から 16 年 10 月 1 日まで
私は、平成 7 年 4 月から 16 年 9 月まで A 社に正社員として勤務したが、その間の厚生年金保険の標準報酬月額が受け取っていた給与額と比べて低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が給与額に比べ低く記録されていると主張し、平成 12 年 9 月 1 日から 16 年 11 月 1 日までの期間に係る預金取引明細書、14 年及び 15 年分の給与所得の源泉徴収票並びに同年 1 月及び同年 4 月の給与明細書を提出しているところ、当該預金取引明細書により、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が A 社から毎月振り込まれていることは確認できる。

しかし、上記源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算出した社会保険料合計額とおおむね一致している上、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、それぞれ該当する月のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳は保存しておらず、保険料の控除については不明である。」と回答している上、当該事業所に申立人と同時期に勤務していた元同僚 4 人に対し、保険料の控除について照会したところ、全員から回答があったが、具体的な証言は得られず、上記資料のほかに申立期間における保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月

額の引下げや遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。